

公聴会の開催の中止について（公告）

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第5条の規定により、妙高都市計画道路の変更の素案についての公聴会の開催を中止する。

令和5年11月28日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 花 角 英 世

- 1 中止となる公聴会の日時
令和5年12月4日（月） 午後7時から
- 2 中止となる公聴会の開催場所
妙高市上町9番2号
新井総合コミュニティセンター 2階 大会議室